

家庭裁判所委員会議事概要

第 1 日時

平成 26 年 3 月 19 日（水）午後 3 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

第 2 場所

東京家庭裁判所大会議室

第 3 出席委員（五十音順）

青山善充，秋吉仁美，小川正持，久木元伸，澄川洋子，竹内景子，原幹生，巻淵眞理子，水野あゆ子，三森仁，三矢恵子，宮嶋芳弘，山口裕之

第 4 テーマ

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律について

第 5 議事

1 新委員挨拶（久木元委員）

2 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律について

（1）テーマ選択について

（委員長）

本日は，昨年 6 月に国会で成立した，国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律，いわゆるハーグ条約実施法に関して，本年 4 月 1 日の施行前ではあるが，本法律の概要と東京家裁における運用をテーマとして進行させていただく。

（2）家庭裁判所による総論説明

（説明者）

ア 子奪取条約及び子奪取条約実施法

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律，いわゆるハーグ条約実施法（以下，条約を「子奪取条約」と，実施法を「子奪取条約実施法」と表記）の概要について，御説明させていただく。

子奪取条約実施法とは、子奪取条約をわが国が締結するのに伴い、その確な実施を確保するために、子供を常居所地国に迅速に返還するのに必要な裁判手続などを定めた法律である。

イ 子奪取条約実施法下における裁判手続の流れ

外国返還援助手続では、子供の連れ去りや留置によって、監護権を侵害された親が申立人となり、日本で子供を監護している親が相手方となる。

申立人は、東京家裁又は大阪家裁に返還手続の申立てを行うことになり、申立を受けた家裁では、返還決定手続の審理が行われ、裁判を行うことになる。この裁判に不服がある場合は、不服の申立てを行うことができ、返還を命ずる決定が確定したが、返還が行われないという場合には、執行の手続に移ることになる。

返還決定手続の特徴は、東京家裁と大阪家裁に管轄が集中しているところであり、東京家裁の管轄は、名古屋高裁管内よりも東に子供の住居地がある場合となる。2つ目の特徴は、誰が監護者に相応しいかという審理は行わず、子供の返還事由または返還拒否事由に絞って審理が行われることである。既に相手方が日本の裁判所で、親権者の指定、あるいは監護に関する処分の審判申立てをしているような場合には、これを許してしまうと子奪取条約の趣旨に反することになるので、子供の返還決定手続を行っている東京家裁又は大阪家裁から通知を受けた裁判所は、以後、当該審判事件の裁判を行うことができないとされている。

続いて、東京家裁が行う手続について説明する。1つ目が、子供を常居所地国へ返還するか否かの司法的判断を行う返還申立事件である。この事件では、付調停や和解という合意による解決も可能な仕組みが取られている。また、返還申立事件に付随する手続として、出国禁止命令手続、旅券提出命令手続も定められており、さらに執行手続については、間接強制決定手続や代替執行決定手続が定められている。

2 つ目が、面会交流調停及び審判である。これは子奪取条約実施法の施行前からあった手続ではあるが、外国返還援助決定若しくは日本国面会交流援助決定を受けた者又は子供の返還の申立てをした者については、東京家裁又は大阪家裁にも追加的に管轄を認めたものである。

ウ 子奪取条約実施法での返還事由（認容要件）及び返還拒否事由について
子奪取条約実施法 27 条では、次の 4 つの場合に返還申立が認められると定めている。

子が 16 歳未満（1 号）

子が日本国に所在（2 号）

常居所地国の法令によれば、当該連れ去り又は留置が申立人の子についての監護の権利を侵害（3 号）

当該連れ去りの時又は当該留置の開始の時に常居所地国が条約締結国（4 号）

反対に、子奪取条約実施法 28 条の 1 項では、次の 6 つの場合に返還できないと定めている。

子の返還の申立てが当該連れ去りの時又は当該留置の開始の時から 1 年を経過した後にされ、かつ、子が新たな環境に適応（1 号）

申立人が当該連れ去りの時又は当該留置の開始の時に現実に監護の権利を不行使（当該連れ去り又は留置がなければ申立人が子に対して現実に監護の権利を行使していたと認められる場合を除く。）（2 号）

申立人が当該連れ去り又は当該留置を事前に同意又は事後に承諾（3 号）

子の常居所地国への返還により、子の心身に害悪を及ぼすことその他子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険があること（4 号）

年齢及び発達の程度に照らして子の意見を考慮することが適当である場合において、子が常居所地国に返還されることを拒否（5 号）

子の常居所地国への返還が日本国における人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により認められない（６号）

以上のとおり，６つの拒否事由が定められているが，子奪取条約実施法は， から のうち， から 及び ，つまり と を除いたものについては，一切の事情を考慮して，なお，子供の返還が子供の利益に資すると認められるときは，返還を命ずることが可能であると規定している。

また，子奪取条約実施法の返還拒否事由については，２８条２項に特徴的な規定があり，２８条１項４号の重大な危険（Grave Risk）の考慮要素を明確に規定している。

常居所地国において子が申立人から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれの有無（１号）

相手方及び子が常居所地国に入国した場合に相手方が申立人から子に心理的な外傷を与えることとなる暴力等を受けるおそれの有無（２号）

申立人又は相手方が常居所地国において子を監護することが困難な事情の有無（３号）

その他の一切の事情

エ 出国禁止命令・旅券提出命令について

出国禁止命令とは，子供の返還申立事件の当事者が，子供を国外に出国させるおそれがあるという場合に，子供の出国禁止を命ずる手続である。

これには，現に子供を監護している者による再連れ去り，あるいは子供を連れ去られた者による自力救済的な連れ去りを防ぐという保全的な措置の目的がある。ただ，出国禁止が命じられても，旅券を相手方が所持している場合には，実効性が図られないということになるので，出国禁止命令の実効性を担保するための制度が旅券提出命令の手続となる。

オ 返還決定手続についての具体的な審理モデル

子奪取条約実施法では，申立てから６週間を経過しても判断がされてい

ない場合，申立人又は外務大臣は，裁判所に対して，審理の状況について説明を求めることができるとされていることから，裁判所では，申立てから決定までの「6週間」を1つの目安にした審理モデルを策定している。具体的には，申立てから約2週間後に第1回期日を実施し，そこで争点整理を行うこととして，第1回期日までの間に申立書等の送付や期日指定，答弁書提出期限などを定め，第2回期日を申立てから約4週間後から5週間後に指定して，必要に応じて審問を行うことにしている。そして，審理を終結し，申立てから約6週間後に裁判を行うことを考えている。

カ 付調停手続（法144条）・和解手続（法100条）について

子供を巡る紛争は，できるだけ友好的に解決を図るのが望ましいと考えられるところであり，そのため，子奪取条約実施法は，調停による解決や和解による解決といった話し合いによる解決についても規定を設けている。

和解と調停の一番の相違は，調停の場合は，当事者の同意が必要という点である。また，電話会議やテレビ会議を使つての手続は，いずれも可能ではあるが，当事者が国内にいる場合が前提となる。

キ 他機関との連携について

子奪取条約実施法では，外務大臣や他の裁判所との連携のための規定が設けられている。

外務大臣との連携については，外務大臣から裁判所が情報を受ける場面や外務大臣に対して裁判所から情報提供を行う場面が想定される。他の裁判所との連携については，子供の返還申立事件が係属した東京家裁又は大阪家裁は，親権者の指定等の審判が係属している裁判所に対して，事件係属や終了の通知を行うことになっている。

ク まとめ ～適正・迅速な審理のために～

適正・迅速な審理のための東京家裁の取り組みや課題について説明する。

まず，申立前の事前連絡と申立時の参考事項聴取である。返還申立手続

では迅速な判断が求められるため、申立前に申立て予定日を連絡していただくことで、迅速に対応することを考えている。

また、迅速な審理を遂げるためには、双方から充実した主張立証が尽くされる必要があるほか、手続上必要な情報をいち早く把握することが必要であると考えており、東京家裁では、定型書式（進行照会回答書等）の充実を図るとともに、当事者双方用の手続説明書面を整備して、手続遂行のためにお願したい事項などを記載することになっている。これらの書面は、ウェブサイトにも掲載する予定であり、利用者の方々に裁判手続に必要な書類や必要な主張立証は何であるのかということを早期に理解していただくと考えているところである。

最後に、この手続では当事者の少なくとも一方は、外国を生活の本拠とし、外国の言語、文化、行動様式に慣れ親しむ方となることが想定され、審理においては、常居所地国等における法制度の理解も必要になってくる。

また、諸外国では、子奪取条約に関する裁判例も数多く集積しているところで、東京家裁でも、裁判官などを中心に、このような裁判例の分析、研究を進めているところであり、諸外国における子奪取条約に係る実務を理解することも、運用を検討する上で参考になるのではないかと考えている。もっとも、諸外国の運用をそのまま輸入するだけでは不十分であり、わが国にも独自の優れた制度や、家裁において長年培われてきた実務のノウハウがあり、調停手続や調査官制度も他国にはない優れた制度である。いずれにしても、他国の判例や運用、そして外国の文化・行動様式等、国際的な視点にも目配りをしつつ、諸外国の優れたところやわが国の家事事件手続の優れたところともうまく融合させながら、子奪取条約実施法の運用が円滑に進んでいくよう、今後も努力していきたいと考えている。

(3) ハーグ条約関係事件への家裁調査官の関与について

(説明者)

子奪取条約及び子奪取条約実施法が4月1日に施行されるのを受け、東京家裁では子供の返還申立事件と面会交流申立事件の2つの事件を新たに扱うことになる。

子供の返還申立事件の審理は、申立てから裁判までを概ね6週間で行うモデルを想定しているが、このモデルに沿えば、申立てから約2週間後に第1回の手続期日、約5週間後には第2回手続期日が開かれることを想定しており、調査官による調査は第1回手続期日と第2回手続期日の間で行うことが見込まれる。調査報告書は、第2回手続期日のおよそ1週間前には提出することになるので、調査にかけることができる日数は、実質的には約2週間となる。この2週間の間に、具体的にどのような調査を行うことが想定されるかについては、裁判官が返還拒否事由の有無を審理するに当たり、当事者の主張や提出される書面だけでは十分なことが分からない場合に、行動科学の専門知識や技法を活用して、中立的な立場から必要な情報を補充的に収集することなどである。

このような調査が必要になるのは、実施法28条1項各号に定められている返還拒否事由のうち、1号、4号、5号の3つの返還拒否事由が対象になると考えられる。

1号では、子供が新しい環境になじんだかどうかということを裁判官が判断するために必要がある場合に、家庭訪問を行ったり、子供との面接を行うなどの活動を通じて、子供の状況や心情を把握することになる。

4号では、DVや虐待の事実が主張されることになると思われるが、子供の状況を補充的に把握する必要がある場合には、子供の状況や心情を調査官調査によって把握することになるかと考えている。

5号では、子供が常居所地国に返還されることに異議を述べている場合に、子供の年齢や発達の程度に応じた方法で子供の異議を聴取し、その内容や強さ、子供の成熟度、親の影響の有無を明らかにしていくことになると考えて

いる。

このほか、子奪取条約関連事件の特徴としては、言語の問題、当事者が遠隔地に住んでいるという点、管轄が広い点、紛争性が高い点、考え方が異なる点などがある。

言語の問題については、当事者負担となるが、必要に応じて通訳人を利用することになろうかと思う。

当事者が遠隔地に住んでいるという点については、外国に在住しているもう一方の当事者は、手続を行っている間中、日本に滞在するとことはまれだと思われるが、大事な局面では、短期間でも来日することがあると思われる。そのようなときに、調査や例えば面会交流の試行をするということが考えられる場合は、柔軟な日程調整で対応していくことを考えている。

管轄が広い点については、必要に応じて機敏な出張調査で対応していくことを考えている。これは専ら子供の調査を想定してのものであるが、子供に遠距離の移動を強いることは負担になるほか、子供の心身の状況から外出することが困難な場合も想定され、そのようなときは、最寄りの裁判所を利用したり、家庭訪問を行うなどして、効率的な調査を行うことを考えている。考え方が異なる点については、多様な考え方と諸外国における面会交流の実情に十分配慮して、子供の福祉にかなう紛争解決を図っていく必要があると考えている。

(4) 意見交換

(委員)

先ほど、子供がそれまで慣れ親しんでいた国を常居所地国という説明があったと思うが、何をもって常居所地国とするのか。

(説明者)

常居所地国をどう考えるのかということについては非常に難しい問題であり、ハーグ条約では、常居所という概念を使っているが、常居所とは何であ

るのかということについての規定を置いていない。裁判例を調べてみたが、主観的な要素を見るというものもあれば、客観的な居住実態を見るというものもある。今までの当事者の言動を見るというものもあって、この場合が常居所と定義付けすることは難しい状況である。現状としては検討中の段階である。

（委員長）

現実には事件が起きてきて、その審理を積み重ねていく段階で、具体的な像が次第に見えていくものと思われる。

（委員）

申立てから第1回期日が、基本的に2週間との説明があったが、申立書が届いて、直ぐに送達をして、相手方側が弁護士を探すことになると、1週間が直ぐに経過してしまう可能性があり、正味1週間ぐらいで準備できるのかという点が気になった。

また、子供の心身への害悪の状況や子供の異議の有無などについて、例えば、外国で監護権の不行使があったとか、あるいは事前同意があったとか、あるいは暴力を振るっていたとか、外国での資料を探さないといけない場面も多分にあると思うが、2週間として手続的にスケジュールが定まってしまうと、相手方側は大変つらいのではないかと心配になった。

（説明者）

先ほど説明した審理モデルは、あくまでもモデルであって、実際の審理がどうなるのかというのは、これからの問題と考えている。

御指摘の点も踏まえて、適宜、個別性にも応じながら、柔軟に対応していくということになると思う。

（委員）

返還事件と面会交流事件の2つが、これから問題になるとの説明であったが、2つの事件の関係性や運用をイメージで教えてもらいたい。例えば、2

つの事件と一緒に申し立てることは可能であるとか，2つの事件が申し立てられた場合に，1つの申立ては拒否されても，1つの申立ては認められる場合があるとか，その辺を確かめておきたい。

（説明者）

実際にどのような申立てがなされるのか，当事者がどのような手続を選択するのかということは，申立人側の訴訟戦術の問題であり，全くわからない。

ただ，理屈上は返還事件と面会交流事件と一緒に申し立てることは可能であると思われるし，理屈上ということであるなら返還決定手続と面会交流手続では審理の着眼点が違うので，返還決定事件は却下，面会交流事件は認めるということもあり得るのではないと思われる。

（委員長）

返還事件と同時に面会交流事件の申立てをすることはあり得るとと思われる。返還事件と面会交流事件はそれぞれに審理を進めていくが，面会交流事件には6週間の縛りはないので，返還事件が先に審理が進み，返還決定となれば，面会交流事件は取下げになることが予想される。しかし，返還拒否という審判が出た場合（異議申立てはあるかもしれないが），その審判が確定する間に，面会交流事件の審理は続いていくというようなイメージはあるかもしれない。

（委員）

日本にいる親が返還決定を受けた場合は，実質的な監護権とか親権の適否を外国で行うために，子供が海外に連れて行かれてしまうことになるわけがあるが，そこで会えなくなるとか，行方が分からなくなるとか，そういうケースも考えられる。この手続ではこのような場合の面会交流は予定されていないが，考えられることとすれば，返還事件を和解で解決する中で，海外に戻った後にも会えるようにするとかというイメージなのか。

（説明者）

これも申立があってからでなければ分からないことであるが、返還事件手続で和解を図りながら、戻った後の面会交流の取り決めをすることは不可能ではないと思われる。ただ、問題は、常居所地国において、その効力があるのかという点だと思われるので、その際には、常居所地国でも同じような決定をもらうような手続（ミラーオーダー）が必要になってくるとと思われる。いずれにしても、返還事件手続で合意をする中で、戻った後の取り決めをするということは、当然考えられるだろうと思うが、それを調停手続で行うのかどうかについては、少なくとも理屈上は、調停手続では法律上の合意可能事項について取り決めについての制約はないので、そのような選択もあり得るとと思われる。あとは、返還事件手続で行うのか、それとも別途、調停で行うのかということは、手続代理人の訴訟戦術の問題ではなかろうかと思う。

（委員）

子供を常居所地国に戻すにあたって、返還後の安全や生活を確保するための約束（アンダーテイキング）を定めると聞いているが、そのような約束を裁判手続の中で合意できた場合、中央当局を通じて、返還する国の中央当局に知らせるなどのような法律外の予定などはあるのか。

（説明者）

中央当局がどのように絡むのかについては、少なくとも現段階では把握していない。おそらくアンダーテイキングを定めたことを前提に、一方当事者が常居所地国にも執行力を持たせるようなものを作る（ミラーオーダー）ことになるのではなかろうか。

（委員）

調査官からの説明で、28条1項5号の子の異議の説明で、子供の年齢、成熟度を明らかにするとあったが、例えば、子供の年齢については15歳とか中学生以上は意向に沿った形にするとか、何か目安等があるのか。

（説明者）

どのような調査をするかということは、個々の事案における裁判官との協議に基づいた判断になる。事案に応じて検討していくということになると思う。

（委員）

ハーグ条約自体は国家間の取決めであるが、基本的な考え方を日本として受け入れたということで、それが国内の事案に影響するのではないかということはないか。例えば、DV被害者が子供を連れて逃げたが、父親のほうから自分のところへ戻せというような申立てが起きた場合は、特にハーグ条約の考え方は影響しないというような理解でよいのか。

（説明者）

個別の裁判事項のため確定的な話ができないが、ハーグ条約実施法と国内事案は、かたや監護者の適否を考えるというような局面であり、ハーグ条約実施法は、監護者の適否を決めるために、まずは帰しましょうという発想なので、そもそも考え方が違う。その上で、ハーグ条約実施法の考え方が国内に影響を及ぼすのかどうかということについてはよく分からないところである。

（委員）

国際結婚した後に離婚となって、日本で福祉サービスを受けている子供が、その後も福祉サービスを受け続けるのか、いつかは外国に戻ってしまうのか、が分かるような場面などはあるのか。

また、返還事件における裁判所の判断が子供にとってどうであったのかというようなフォローアップはしないのかということについて疑問を感じた。

（説明者）

ハーグ条約の発想としては、連れ去られたらすぐに申立てを行うということが基本的に想定されているので、多くの場合、福祉サービスを受ける態勢もできていない段階で申立てがされるのではないかと考えている。それはさ

ておき，この手続では，返還のための要件があるかどうか，返還を拒否することができる要件があるかどうかということを考えなければならないので，福祉サービスを受けているという状況がどの要件に絡むのかは個人的には分からない。考えられるのは，連れ去り後1年又は2年以上経過して，子供がその生活になじんでいる場合は，返還拒否は可能になるということである。子供の福祉についてのフォローアップの点については，裁判手続としては，あくまでも返還事由があるかどうか，返還拒否事由があるかどうかということとを審理するということになるため，外国に戻った後の子供の状況については，裁判所としては分からないということになってしまう。

（委員）

現実に調停事件として扱うことになるのか。

（説明者）

調停の場合は，当事者が同意しなければ調停手続を利用できないので，現実に調停事件で扱うことになるのかどうかは分からない。ただし，制度としては整備しているし，面会交流も今回整備しているので，扱うことを想定して準備している状況である。

（委員長）

裁判手続以前の段階で解決した事案は，外国の例でどれくらいあるのか。

（説明者）

20%の事案において，中央当局の段階で任意の返還による解決が図られている。

（委員）

審理モデルとしては6週間という設定で，審理を拙速に行うことはないということであったが，その場合でも終了までの基準みたいなものはあるのか。

（説明者）

審理モデルは6週間であるが，個別事案に応じて柔軟に対応するというこ

とであり，基準などはない。

（委員）

外務省のホームページ等を見たり，本日の説明を聞いたりしても言葉が難しいと感じる。利用者の誰もが事前に勉強している人ばかりではないと思うので，6週間の間で手続等を理解するのは大変ではないかと思う。例えば，子供を連れ帰った親には必ず代理人が付いて，説明などをしてもらえるような制度があるのかどうかを知りたい。

（説明者）

法律上，弁護士強制手続をとっているわけではない。私が知る限りでは，日弁連又は弁護士会において，当事者が早期に弁護士にアクセスできるような制度を構築しようとしているということは聞いている。具体的には，常居所地国に居住する一方の親（申立人）が外務省に連絡をすると，弁護士3名を紹介するような手続があると聞いているし，子供を連れ帰った親（相手方側）についても，少なくとも東京の3つの弁護士会では問い合わせ窓口を設けることを考えていると聞いている。

（委員）

DVの有無についての判断をどこまで厳密にやるのか，例えば外国まで行って調べたりするのか。

（説明者）

ケース・バイ・ケースであるとしか回答できないが，諸外国の裁判例を踏まえながら，そして個別の案件を見ながら適切に判断することになるであろう。

（委員）

例えば，DV的な要素もなく，監護の能力もあるが，その国で内戦が起きているとか，貧困で子供がどんどん死んでいる国であるとか，戦争もないし貧困でもないけれども，民主的な国家とは言えないというような場合に，裁

判所において、政治的な判断のようなものをしなければいけないのか、あるいは、国情等は考慮しないということになるのか。諸外国の例を教えてください。

（説明者）

まず、通報案件を多い順位にお答えすると、アメリカ、イギリス、カナダ、フランスであり、例示されたような国はない。次いで、各国の裁判例を見ると、確かに例示されたような主張をされる国、事案というのもあるが、ここでのポイントは、政治的な考えではなくて、あくまでも、帰すことによって子供が危険にさらされるかどうかという観点である。

（委員）

日本国籍の子供の父親はヨーロッパ、母親はアジアで、父親が帰国してしまった場合に、父親が子供をヨーロッパに引き取りたいと言ってきた場合は日本で判断するのか。

（説明者）

日本で裁判をする場合の要件は、子供が日本にいるかどうかであるので、その観点から判断されることになる。

（委員）

子供を帰すのは、あくまでも常居所地国であり、申立人の居住地に帰せということではないという理解で良いか。

（説明者）

基本的な発想は、あくまでも国に帰すということである。ただし、アメリカになると州に帰せということもある。

（委員）

国に帰すということの具体的なイメージが湧かないのであるが。

（説明者）

通常、子供の返還命令が出たら、子供は連れ帰った一方の親と一緒に帰る

ことが想定され、常居所地国のどこに居住するかというのは常居所地国で話し合っ
て決めるのではないかと考えている。しかし、返還命令に従わない場合には、裁判所
が返還実施者を決めて、強制的に子供を返還実施者に渡し、返還実施者が代わり
に常居所地国に連れて帰るということになる。

3 次回予定

平成 26 年 7 月 8 日（火）午後 3 時 30 分